

「農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案」についての意見・情報の募集の結果について

令和4年9月12日
農林水産省輸出・国際局

「農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案」について、令和4年7月15日から8月13日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において「農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案」の規定に関する御意見を2名の方から頂きました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

農林水産省輸出・国際局輸出支援課
電話：03-3502-8111（内線）4368